

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成18年4月1日現在）

一般的な職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日について8時間（午前8時30分～午後5時15分）、1週間について40時間です。

また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、1年ごとに20日（中途採用者は別に人事委員会規則で定める日数）付与されており、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

平成17年の1人当たりの平均使用日数は、次のとおりです。

1人当たり平均使用日数
10.7日

(3) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定められている有給休暇です。

平成18年4月1日現在、同規則で定められている特別休暇は、次のとおりです。

種 類	付与日数
1 産前産後休暇	産前8週間以内 産後8週間以内
2 配偶者の出産休暇	3日以内
3 育児参加休暇	5日以内
4 妊娠障害休暇	14日以内
5 妊産婦検診休暇	必要と認められる期間
6 通勤緩和休暇	1日1時間以内
7 育児休暇	1日2回各45分以内
8 子育て休暇	7日以内
9 生理休暇	その都度2日以内
10 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
11 結婚休暇	7日以内
12 配偶者、父母及び子の祭日の休暇	その都度1日
13 夏季休暇	5日以内
14 ボランティア休暇	5日以内
15 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供の休暇	必要と認められる期間
16 リフレッシュ休暇	勤続20年に達する場合2日以内 永年勤続表彰を受けた場合3日以内
17 選挙権等の権利行使のための休暇	必要と認められる期間
18 証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
20 風水震災等による交通の遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
21 風水震災等による職員の住居の滅失等を事由とする休暇	1週間の範囲内で必要と認められる期間
22 交通機関の事故等を事由とする休暇	必要と認められる期間
23 風水震災等による職員の退勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇	必要と認められる期間

(4) 育児休業等の利用状況

育児休業及び部分休業は、ともに職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができるもので、そのうち部分休業については、勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲(30分単位)で取得できることとしています。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となっています。

平成17年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数		平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった 職員(育児休 業対象者数)	平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった 職員(育児休 業対象者数)		
		うち両休業 取得者数	うち部分休 業取得者数		うち育児休 業取得者数	うち両休業 取得者数	うち部分休 業取得者数
男性職員	4 0	0 0	1 0	674	3	0	0
女性職員	493 434	0 1	3 3	497	492	0	2
計	497 434	0 1	4 3	1,171	495	0	2

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成17年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成16年度から引き続いて育児休業を取得している者の数です。

2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段の平成17年度に新たに育児休業を取得した者の数には「平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業)を取得した者」と「平成16年度中に育児休業が取得可能となったが、平成17年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者」の両方が含まれるので、「平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち育児休業取得者数」、「平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち部分休業取得者数」、「平成17年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることもありません。

(5) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢のため、当該配偶者等を介護することが相当である場合に6月の期間内で認められる休暇で、勤務しない時間は無給となっています。

平成17年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	介護休暇取得者数
男性職員	4
女性職員	30
計	34